

新座市内保育施設の災害時における臨時休園等のガイドライン

令和7年6月策定

1 目的

台風、集中豪雨、地震等の自然災害の発生により、人的・物的被害が生じるおそれが高まったとき（以下「災害時」という。）に、児童、保護者、保育従事者等の生命と安全を守るため、災害時における新座市内の保育所、認定こども園及び小規模保育事業所の臨時休園等の対応について、ガイドラインを定める。

2 対象施設

新座市内の保育所、認定こども園、小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）

3 臨時休園の決定

災害時に避難情報の発令や地震発生があった場合、保育所等は、被害の状況や震度を確認し、施設ごとに、本ガイドラインに基づき臨時休園を決定する。保育所等は、臨時休園した場合、その対応状況を市に報告する。

4 臨時休園の基準・対応

【風水害の場合（台風、集中豪雨等）】

災害危険区域に対し市が発令する「警戒レベル」に基づき、次の表のとおり具体的基準を定める。この基準にかかわらず、国土交通省、気象庁、都道府県等が発表する「警戒レベル相当情報」を参考にしながら、風水害により重大な被害が発生することが予見される場合は、可能な限り市に事前連絡した上で、臨時休園・登園自粛・お迎えの要請を行うことができる。

【参考】公立保育所の例 ※公立保育所の取り扱いに変更となる場合があります。

☆午前6時の時点で臨時休園を判断（午前の途中からの保育は行わない。）

☆午前10時の時点で安全が確認できれば、午後の保育から再開（午前10時の時点で安全が確認できなければ、1日休園）

※「警戒レベル」「警戒レベル相当情報」については、参考1参照

■洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の保育所等の基準・対応

休園基準	保育状況	施設の対応	実施事項
警戒レベル 3以上の避難情報 を市が発令	登園前	臨時休園	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に連絡 ・新座市保育課に報告
	登園後	児童降園後に 臨時休園	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に速やかなお迎えを依頼。 ただし、危険な場合は、安全な状況になってから対応 ・状況に応じて園児と共に施設内の安全な場所又は所定の避難所へ避難し、保護者を待つ

区域内の施設は、あらかじめ各施設で定める避難計画等に従って行動する。

※洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の保育所等は参考2参照

【公共交通機関の計画運休等の場合】

公共交通機関の運休（計画運休）により保護者の送迎が困難になる恐れや十分な保育体制を確保できないと判断した場合は、可能な限り市に事前連絡した上で、臨時休園・登園自粛・お迎えの要請を行うことができる。

【地震の場合】

■全施設の基準・対応

休園基準	保育状況	施設の対応	実施事項
震度5弱以上	登園前	臨時休園 ただし、安全に保育が可能と判断される場合は、開園する。	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に連絡 ・新座市保育課に報告
	登園後	児童降園後に臨時休園 ただし、安全に保育が可能と判断される場合は、保育を継続・再開する。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設及び周辺の被害状況を確認 ・安全な場所に児童を誘導 ・安全な保育が困難と判断される場合には、保護者に速やかなお迎えを依頼

5 保育所等の再開

災害後は次の事項等を確認し、安全な保育ができると判断した場合は、保育を再開し、再開の旨を保育課と保護者に連絡する。

【確認事項】

- ・施設の安全の確保
- ・施設周辺の安全の確保
- ・ライフライン（電気・水道・ガス・通信・交通等）の状況
- ・職員体制の確保
- ・給食の提供（一時的に弁当持参などを検討）

6 代替保育

臨時休園時は、安全を考慮し、保護者には原則として家庭での保育への協力を求める。ただし、災害時に勤務を要する社会的要請が強い医療関係等の職種に従事する保護者の児童については、児童、保護者、保育従事者等の安全に留意した上で、安全に保育を実施することが可能であると判断される場合、市は、代替保育施設における保育の実施に努める。

7 保護者への事前周知

市は、本ガイドラインを、市ホームページに公表する。

また、保育所等は、入園説明会等において、本ガイドラインによる基準・対応を事前に保護者に周知し、理解を得るものとする。

8 その他の計画等との関連

保育所等は、本ガイドラインや新座市地域防災計画等を参考にしながら、詳細な非常災害対策、マニュアル、運用指針等を適切に整備し、職員間で共有するとともに、災害時の対応について保護者と共有するものとする。

【参考1】

警戒レベルと避難行動、警戒レベル相当情報について

内閣府チラシ「避難情報のポイント」抜粋

市区町村が出す警戒レベル3又は警戒レベル4(避難情報)で必ず避難しましょう
気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に早めの避難をしましょう

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)		
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)		
				浸水の情報(河川)		土砂災害の情報(雨)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5 相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~						
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 相当	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3 相当	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 相当	氾濫注意情報	——
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相当	——	——

市区町村長は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

出展：内閣府ホームページ

<https://www.bousai.go.jp/pdf/5keikailevel.pdf>

【参考2】

洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

【資料編】第2.27「柳瀬川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」

(令和4年4月1日現在)

施設名	所在地
新座保育園	新座市新座 2-14-60
新座放課後児童保育室	新座市新座 3-4-1
山びこ保育園	新座市大和田 4-18-53
山びこ保育園地域子育て支援センター「山ゆり」	
大和田しらかば幼稚園	新座市大和田 4-16-18
第二新座幼稚園	新座市新座 3-4-12
地域活動支援センター「福祉工房 楓」	新座市大和田 4-16-40
就労継続支援B型事業所「シンフォニー」	新座市新座 3-3-20-105
就労継続支援B型事業所「くるみの木」	新座市大和田 4-13-10
障害者地域活動センターふらっと	新座市大和田 4-13-17
デイサービス ふじのはな	新座市新座 3-3-20-106
須田整形外科	新座市新座 3-3-14
新座小学校	新座市新座 3-4-1
第四中学校	新座市大和田 4-17-1
新座柳瀬高校	新座市大和田 4-12-1
西武台高校	新座市中野 2-9-1
第二老人福祉センター	新座市大和田 4-18-41
第一新座幼稚園	新座市大和田 4-2-24
児童発達支援・放課後等デイサービスキッズサポートビー	新座市新座 2-8-14

【資料編】第2.28「黒目川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」

(令和4年4月1日現在)

施設名	所在地
生活介護事業所「けやきの家」	新座市道場 1-13-50
ソーシャルインクルー新座野寺	新座市野寺 1-3-18
明彩幼稚園	新座市野寺 1-11-10
まこと保育園	新座市石神 4-5-18
妙音沢もみじ保育園	新座市馬場 3-8-20
どろんこ保育園	新座市畑中 2-17-34
にいざ馬場保育園	新座市馬場 3-11-13 瀧商ビル 102
第四小学校	新座市馬場 3-6-1
第四放課後児童保育室	新座市馬場 3-6-1
第三中学校	新座市池田 1-1-1
エクラシア新座馬場	新座市馬場 2-6-5
ツクイ新座	新座市道場 2-6-3
多機能ホームまどか	新座市石神 4-4-33
堀ノ内病院	新座市堀ノ内 2-9-31

【資料編】第2.29「土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」

(令和4年4月1日現在)

施設名	所在地
市立第二保育園	新座市栗原 3-7-40
西武台高校	新座市中野 2-9-1
新座高校	新座市池田 1-1-2

出展：新座市地域防災計画（令和5年3月）